

393. 低圧と高圧・特別高圧電路の地絡遮断器の施設

第15条(地絡に対する保護対策): 電路には、地絡が生じた場合に電線若しくは電気機械器具の損傷、感電又は火災の恐れが無いよう、地絡遮断器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。ただし、電気機械器具を乾燥した場所に施設する等地絡による危険の恐れが無い場合は、この限りでない。

〈低圧電路の地絡遮断器の施設〉: 低圧の電路には、次の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置を施設しなければならない

④ 金属製外箱を有する使用電圧が60Vを超える低圧の機械器具に接続する電路 ※地絡遮断器を省略できる条件: ① 機械器具を発電所または変電所、開閉所もしくはこれに準ずる場所に施設する場合 ② 機械器具を乾燥した場所に施設する場合 ③ 対地電圧が150V以下の機械器具を水気の有る場所以外の場所に施設する場合 ④ 機械器具に施されたC種またはD種接地工事の接地抵抗値が3Ω以下の場合 ⑤ 機械器具が二重絶縁構造のもの ⑥ 機械器具をゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆したもの ⑦ 当該電路の電源側に絶縁変圧器(二次電圧300V以下)を施設し、変圧器負荷側電路を非接地とする場合

⑥ 高圧または特別高圧の電路と変圧器によって結合される使用電圧が300Vを超える低圧の電路 ※地絡遮断器を省略できる条件 ① 変圧器または変電所もしくはこれに準ずる場所に在る電路 ② 電気炉・電気ボイラ-または電解槽で大地から絶縁する事が技術上困難な物に電気を供給する専用の電路

〈高圧・特別高圧電路の地絡遮断器の施設〉: 高圧または特別高圧の電路には、次の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置を施設しなければならない(※は地絡遮断器を省略できる条件) ④ 発電所または変電所もしくはこれに準ずる場所から引出される電路 ※発電所または変電所相互間の電線路がいずれか一方の発電所または変電所の母線の延長とみなされるものである場合において、計器用変成器を母線に施設する事等により、当該電線路に地絡を生じた場合に電源側の電路を遮断する装置を施設する場合

⑥ 他の者から供給を受ける受電点の負荷側の電路 ※他の者から供給を受ける電気を全てその受電点に属する受電場所に変成し、また使用する場合 ⑦ 配電用変圧器(単巻変圧器を除く)の負荷側の電路 ※配電用変圧器の負荷側に地絡を生じた場合に、当該配電用変圧器の施設箇所の電源側の発電所または変電所で当該電路を遮断する装置を施設する場合



水は電気を通すから、電路と大地間に水気が有ると絶縁されなくなり、地絡が発生しやすくなる訳だ

電技第15条によると地絡遮断器は乾燥した場所であれば設置しなくてもよいと読めるわね

